

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

所属税務署長	給与の支払者の 名 称 (氏 名)	※この申告書の提出を受いた給与の支払者を個人を除くまでは記載してください。
給 法	支 払 者 の 番 号	
給 与 の 支 払 者 の 所 在 地 (住 所)		
税務署長	あなた の 住 所 又は 居 所	

二次元
コード

記載のしかたはこちら

基・配・所

記載に当たつてのご注意～

◎「基礎控除申告書」と「配偶者控除申告書」兼年末調整に係る定額減税のための申告書について、次の場合は、要件欄を記載してください。
 1. あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,805万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、配偶者控除申告書兼年末調整に係る定額減税の申告書」の欄に記載してください。
 2. 上記1以外である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください。(配偶者控除申告書を記載する必要はありません。)。
 ◎「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与との収入金額が890万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書(同一生計配偶者に係る申告)◆

◎この申告書の記載に当たつては、裏面の説明をお読みください。
 ○「基礎控除申告書」の表の「区分I」欄については、「基礎控除申告書」の「区分I」欄を参照してください。
 ○「基礎控除申告書」の「区分I」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けること」が認められる場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができます。
 ○「基礎控除申告書」の「区分I」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けること」が認められない場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。

○配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号
配偶者の住所	
あなたとの配偶者の住所又は居所 異なる場合は配偶者の住所又は居所	

○配偶者の基礎控除申告書

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算		
所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額)		*

○控除額の計算

区分II											
①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)+(2)の合計額)」(*印の金額)) 100万円超 100万円以下 110万円超 110万円以下 120万円超 120万円以下 130万円超 133万円以下								
区 分 I	A 48万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	
B 32万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円		
C 16万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円		
摘要 配偶者控除		配偶者控除								□	
※「配偶者の額」又は「配偶者特別控除の額及び配偶者特別控除の額は上記「要件」欄に記載のとおりであります。 (D)に該当する場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできませんが、(1)又は(2)の場合に配偶者特別控除対象となります。											

◆所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整のお金となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

◎年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、要件欄にその該当する者について記載してください。(該当者が複数いる場合は、いざれか1名を記載することで差支えありません)。
 なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いざれか1つの要件についてチェックを付け記載をすることとし、他の要件については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

区分I											
①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)+(2)の合計額)」(*印の金額)) 100万円超 100万円以下 105万円超 105万円以下 110万円超 110万円以下 120万円超 120万円以下 125万円超 125万円以下 130万円超 130万円以下								
基 础 控 除 の 額		配偶者特別控除の額									
区 分 I	A 48万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	
本人定額減税対象		配偶者定額減税対象									
※「控除額の計算」の欄及び「本人定額減税対象」欄は上記の欄に記載してください。 (注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受けける人及び白色事業専従者として給与の支払を受けける人)及び扶養親族等従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。											

★ 特別障害者に該当する事実
 □ 扶養親族及び特別障害者
 □ 扶養親族が25歳未満(♀14.1.2以後生)
 □ 扶養親族の額のみを記載
 □ 同一生計配偶者(注)が特別障害者
 □ 同一生計配偶者(注)が扶養親族の氏名
 □ 同一生計配偶者(注)が扶養親族及び★欄を記載
 □ 扶養親族が扶養親族及び配偶者特別控除の額を記載
 □ 扶養親族の額のみを記載
 □ 扶養親族及び配偶者特別控除の額及び配偶者特別控除の額を記載する欄はあります。

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受けける人及び白色事業専従者として給与の支払を受けける人)及び扶養親族等従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。